

看護職員処遇改善評価料の新設について

令和4年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を3%程度（月額12,000円相当）引き上げるための処遇改善の仕組みとして、「看護職員処遇改善評価料」が新設されました。

令和4年10月より以下の対象医療機関において算定が可能となります。

対象医療機関：次のいずれかに該当すること。

イ 救急医療管理加算に係る届出を行っている保険医療機関であって、救急搬送件数が年間で200件以上であること。

ロ 「救急医療対策事業実施要綱」（昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692号）に定める第3「救命救急センター」、第4「高度救命救急センター」又は第5「小児救命救急センター」を設置している保険医療機関であること。

※算定にあたっては、今後厚生労働省から発出される事務連絡等をご確認ください。